



良い人間関係の大切さ

福岡西中学校2年(当時)

日野こころ

最近の新聞やニュースの記事を見てみると、『死亡』という『命』に関係のある単語をよく見かけます。内容は自然災害に関係するものもたくさんありますが、最近はそのよりも殺人や自殺、事件などで、人が人の命を奪うという内容が多い気がするのです。そこで、私は一日に何件くらい殺人や自殺に関する記事があるのか調べてみました。この日は、なんと十三件もの記事が掲載されていました。ひよつとしたら、この日だけが特別多い可能性もあるので、他の日も調べてみると、残念なこと、その日も約十件の記事が掲載されていたのです。私は、いくつかの記事を読んでみました。様々な原因が書いてありましたが、なかで

も『人間関係』が原因でのトラブルが多いように感じました。例えば、学校でのいじめ、友だちとのトラブル、仕事上のトラブルといった、身近な人間関係が事件の原因となっていたのです。

では、こういった事件を減らすにはどうすれば良いのでしょうか。私は、良い人間関係を築くことで減らせるのではないかと思いました。お互いに思っていることを正直に伝えることが出来たら、自分は相手の気持ちを、相手は自分の気持ちを知ることができ、誤解から生まれるトラブルが起こりにくくなると思うからです。

私が小学生の頃、ある子から、「友だちとケンカをした」という相談を受けました。そして、そのケンカの相手の子からも同じように相談を受けました。二人の話を聞いてみると、お互いに自分の気持ちをちゃんと伝えきれていないだけでなく、相手がなぜ怒っているのかも分からないまま、気まづくなっていた、ということでした。「それならば!」と思い、私は二人にお互いが思っていることを伝えました。すると、お互いに誤解だったということが分かり、仲直りをするこ

とができました。

きっと、皆さんの周りにもこういったトラブルはよくあると思います。このようなことを増やさないためにも、互いに思っていることをきちんと伝えることが大切だと思うのです。

しかし、何でも正直に伝えてしまうと、相手が傷つき、逆にもめる場合があるかもしれません。私も、何でも正直に言われると、イラツとしたり、傷ついたりすると思います。そんな時は、言い方を変えてみれば良いと思います。

例えば、相手の意見に反対するとき、きつく、「こんないやや!」と言つよりも、「それもいいけど、こっちもよくない?」



八千種小学校1年(当時) 白井汰知

と言う方が相手も傷つくことは少ないのではないのでしょうか。全否定するよりも、相手の意見もたてながら、自分の意見も言う方が、相手も心穏やかに話を聞くことができます。

伝える手段は自分の口から出る言葉だけではありません。文字によるトラブルも起きています。最近では、多くの人が自分の様々な通信機器を持っています。それにともないSNSでのトラブルも増えています。SNSはとても便利で、世界中の人と簡単につながることが出来ます。しかし、SNSは相手の顔が見えず、交流の手段は文字によるので、一文字抜いただけでも文章の持つ意味がガラツと変わってしまう。

例えば、ある子がSNSで、「ちゃんかわいくない?」と、疑問形にしたかったのに、ハテナをつけずに送信してしまい、「ちゃんかわいくない」という肯定した文が本人に伝わり、トラブルが起きたそうです。

このように伝える側のミスや、受け取る側の誤解により、様々な事件につながっています。だからこそ、お互いに顔を合わせて話し、相手の気持ちを大切にすると、殺人や自殺にまでつながるような最悪の事件は減ると思います。私も、これからは今以上に気をつけて、良い人間関係を築いていこうと思います。



福岡小学校1年(当時) 小西悠太



福岡東中学校3年(当時) 村田壮磨



第467回福崎町議会

町長 橋本省三

### 人権について

人権問題については、女性や高齢者、同和問題などの課題について、毎年、人権研修会や講演会などを開催し、住民の皆様と考えていただく機会を設けています。しかし普段の生活の中で問題は起こり

ます。今回、子どもの心を大きく傷つけてしまう問題が起こりました。紙面をお借りして、そのお子さんやご両親等にお詫び申し上げます。二度とこのようなことがないように再発防止に全力を尽くしてまいります。

6月定例議会は24日に閉会しました。7月に入り、28年度も3か月が経過しました。福崎駅周辺整備事業をはじめまちづくりは順調に進んでいます。ですが課題は多くあります。一歩一歩を積み重ねてまちづくりを進めてまいります。

## 役場職員の紹介 第2回



教育長 高寄十郎

「大地に根を張り、幹を太らせ、枝を広げ、大きく伸び行く福崎の教育」を長期目標に掲げ、今年、就学前保育・教育の充実、学校教育の充実、家庭の教育力を高める。地域の教育力を高める。生涯学習の充実。開

かれた教育委員会の推進。を重点目標に上げ、取り組んでいます。課題も山積していますが、いろんな立場の方々のご支援をいただきながら、一歩一歩前進しています。「福崎で育つて、学んで、住んで良かった」と言ってもらえるよう頑張ります。



シスレーのバラ  
「絆 - KIZUNA - 」

## 食育通信

～みんなで食育を実践しよう～

### よもぎ入りホットケーキを作ったよ

福崎幼稚園では、5歳児が月に1度『お楽しみクッキング』を実施しています。4月は『よもぎ入りホットケーキ』を作りました。



よもぎを知らない園児が大勢いたので、まずはよもぎに関する絵本を見たり調べたり。それから、いざ！よもぎ採りへ！たくさん採ってきたよもぎを、みんなで掃除して、洗って、茹でて、ホットケーキにのせて焼きあげました。「いいにおい」「おいしい！」「おかわり!!」と言いながらおいしくいただきました。

クッキングをしてからは、「あ、よもぎがある!!」「ほんまや!」と、すぐによもぎを見つけられるようになり、自分たちの身近なところにも、思わぬおいしい食材があるということを知った子どもたちです。



## 夏の交通事故防止運動

7月15日(金)～24日(日)

夏はレジャーなどにより、交通の流れ、交通量が変化し、事故が起こりやすい季節です。交通事故にあわないよう十分に注意し、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

飲酒運転は絶対にしないでください。

全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用してください。

運転中に携帯電話を使用しないでください。

夕暮れ時の運転は早めのライト点灯を心がけ、歩行者は反射材などを身につけてください。

## 人権標語

「ありがとう」って

言ったあなたに「ありがとう」

高岡小学校3年当時 岡本琉那

ありがとう

ふんわり言葉で 心が笑顔

福崎小学校4年当時 楠田葉菜

ありがとう その言葉だけで  
うれしいよ

田原小学校6年当時 釣 明穂

思いやり みんなの笑顔  
つながる心

福崎東中学校1年当時 赤松紗奈



# 生活科学 センター だより

## 無料商法にご用心!

〔相談〕

「無料でリゾートホテルに体験宿泊」という新聞折り込みチラシを見て、添付のハガキで申し込んだところ、当選し、母子3人で出かけた。

事前に届いた宿泊案内に、50分ほどの会員権付分譲マンションのシステム説明がある」と記載されていた。

到着後すぐに、宿泊室で50分の説明を聞いた。翌朝にも説明があり、出発予定時間を過ぎても勧誘が続いた。契約しないと帰れないと思い、会員権付分譲マンション一室を100万円で契約した。

帰宅後、やはりやめたいと思い、クーリング・オフのハガキを送ったが、「クーリング・オフはできない」と言われた。

(30歳代女性)

ハイ!  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



〔処理〕

不動産(土地や建物)の契約は、宅地建物取引業法という法律で規定されています。

クーリング・オフの条件は、事務所外での宅地建物取引業者が売り主となる契約で、期間は8日間です。

センターが介入し交渉中ですが、難航しています。

業者からは解約違約金10万円で合意解約を提案されています。

〔アドバイス〕

一度した約束(契約)を勝手に破ることはできません。

しかし、消費者保護の観点から、契約から一定の期間内であれば、消費者側から一方的に解除することができるという仕組みが、クーリング・オフ制度です。

ただし、全ての契約がクーリング・オフできるわけではなく、法律で規定されています。

す。訪問販売等での契約は、特定商取引法の規定により、一般的にクーリング・オフが可能です。ところが、不動産の契約は、特商法でなく、宅地建物取引業法が適用され、クーリング・オフ制度はありませんが、条件等が厳しくなります。8日以内であっても、クーリング・オフができない場合があります。

安易に契約して、解約するときに、違約金を請求される場合もありますので、やはり契約は慎重にしましょう。必要がなければ、はっきり、きっぱり断りましょう。

チラシには消費者にとって不利な内容は小さく書かれています。お得な情報だけで判断しないように注意しましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火・金曜日 9時～16時  
神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

## 国民年金のお知らせ

国民年金被保険者の種類は、職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が?	加入の届出は?	保険料の納付は?
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 ・無職 等	住民票のある市区町村役場へ届出	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先の事業主が届出	勤務先で納付(給料から天引き)
第3号被保険者	・第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先経由で届出	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)

こんなときは住民票がある市区町村役場で手続きを!

	こんなとき
20歳になった方	学生・自営業・無職などであるとき
現在第1号被保険者の方	住所や氏名が変わったとき
	保険料の免除申請をしたいとき
現在第2号被保険者の方	会社を退職したとき
現在第3号被保険者の方	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなったとき
	配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた会社を退職したとき
	配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなったとき

必要書類は事前にご確認ください。

住民生活課(内線374)

## 平成27年度水道水水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

福崎町では、検査が義務付けられている検査項目と、その他項目についても検査を行っています。また、水道水の原水も検査しています。

結果は、水質基準に適合しており、飲料水として十分な安全性を確保しています。

採水日 平成27年10月13日

基準項目	基準値 (mg/L)	検査結果		
		亀坪大蔵神社	八千種研修センター	田口公民館
1 一般細菌	100個/ml以下	1	0	0
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性
3 亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
4 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
5 塩素酸	0.6以下	0.13	0.09	0.06未満
6 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
7 クロロホルム	0.06以下	0.002	0.008	0.001未満
8 ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
9 ジプロモクロロメタン	0.1以下	0.003	0.002	0.002
10 臭素酸	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11 総トリハロメタン	0.1以下	0.008	0.016	0.004
12 トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	0.004	0.003未満
13 プロモジクロロメタン	0.03以下	0.003	0.006	0.002
14 プロモホルム	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
15 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
16 塩化物イオン	200以下	4.7	9.5	4.6
17 有機物( TOCの量 )	3以下	0.3	0.5	0.3
18 pH値	5.8以上-8.6以下	6.48	7.10	6.56
19 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
20 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
21 色度	5度以下	1未満	1未満	1未満
22 濁度	2度以下	0.2	0.1未満	0.4

問い合わせ先 上下水道課( 内線383・385 )

## 春の防犯キャンペーン実施

### 振り込め詐欺・車上狙いに注意!

5月31日(火)にボンマルシェ福崎店で、福崎町防犯指導委員会主催による「春の防犯キャンペーン」を、福崎警察署と福崎防犯協会の協力を得て実施しました。

現在、振り込め詐欺や車上狙い、空き巣などが多発しています。防犯意識を高め、みんなが注意し合い、犯罪のない明るい福崎町にしましょう。

( 住民生活課 )



## ~ 安定した給水確保のために ~ 水道技術講習会を実施

水道週間(6月1日~7日)の取り組みとして、6月21日(火)、スポーツ公園で管工事業協同組合主催による技術講習会が開催され、水道技術関係者と上下水道課職員が参加しました。

大規模な災害はいつやって来るか分かりません。生活の基盤となる安全な水を、少しでも早く届けられるよう、最新の災害対策器具についての知識を深めました。これからも最新の情報を得つつ、各組合員との連携を確認し、災害が多くなる時期に向け万全の体制を整えていきます。

( 上下水道課 )



## 70歳〜74歳の方に 新しい高齢受給者証を送付します

7月下旬に国民健康保険に加入の70歳〜74歳の方に高齢受給者証を送付します。

高齢受給者証を保険証とあわせて医療機関に提示することで、昭和19年4月1日以前生まれの方は一部負担額が1割、昭和19年4月2日以降生まれの方は2割(現役並み所得の方は3割)になります。このたび郵送する証は平成27年中の所得等により算出した一部負担金割合を記載しています。8月1日から使用できますので医療機関にかかる時は窓口で保険証とあわせてご提示ください。

### 新しく70歳になられる方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月からの使用となります。ただし、各月1日が誕生日の方は誕生日からです。使用が可能となる月の前月下旬に該当の方に送付します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」が必要の方は必ず申請を

8月から新しく平成27年中の所得等で算出する認定証が発行できます。入院または高

額になる外来診療の際に、この証と保険証を医療機関に提示することで、1つの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担が限度額までになります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」  
交付対象者 75歳未満の住民

税非課税世帯の方

この証を医療機関に提示すると入院時の食事代も減額されます。証の発効期日(申請月の1日)から食事代が減額になりますので申請はお早めにお願います。

「限度額適用認定証」  
交付対象者 70歳未満の住民

税課税世帯の方

70歳〜74歳の方は住民税非課税世帯の方のみ交付対象となります。申請は8月1日以降にお願いします。

申請に必要なもの

- ・認定証を必要とされる方の国民健康保険証
- ・印鑑

保険税に滞納のある方はこの制度を利用できません。納税相談はお早めに!

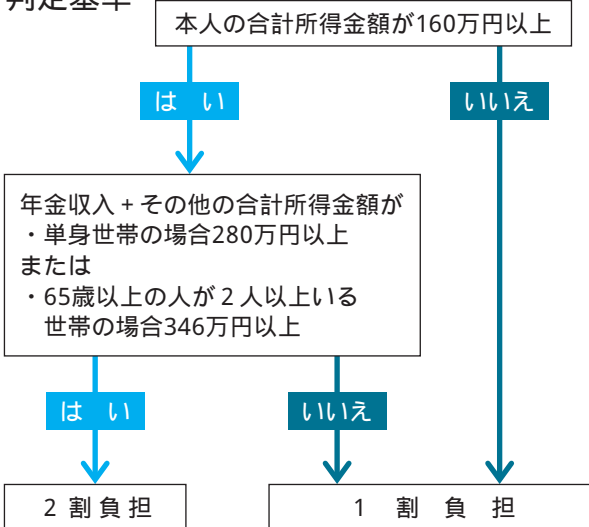
## 新しい負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証(白色)の有効期限は7月31日です。平成28年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効の負担割合証を7月下旬に郵送します。介護保険のサービスを利用する際に、事業所に提出してください。また、旧負担割合証は有効期限終了後に健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

見本

注意事項		介護保険負担割合証	
1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。		交付年月日 年 月 日	
2. 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。		姓 名	
3. 介護サービスに要した費用のうち、「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額を支払いただきます。(別名介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)		住所	
4. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に当たるときは、直ちに、この証を申請先に返してください。		フリガナ	
5. この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。		氏 名	
6. 不正にこの証を使用した者は、罰法により罰金等として懲役の処分を受けます。		生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女	
		利用者負担の割合	
		発効期日 平成 年 月 日	
		有効期限 平成 年 月 日	
		保険者番号	
		並びに保険者の名称及び印	

### 判定基準



利用者の負担額には、1か月の上限額(高額介護サービス費)があるため、自己負担がすべて2倍になるわけではありません。

## 『ふくさき防災ネット』に登録を!

平成26年4月から『ふくさき防災ネット』の運用を開始しています。

気象情報、地震情報、避難勧告や火災などの情報を携帯電話のメールを活用して配信するサービスです。

登録方法は、fukusaki@bosai.net宛てまたは、下記のQRコードを読み取り、空メールを送信して登録してください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。





## 保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率は2年ごとに見直されます。7月中旬に「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。ご確認ください。

### 保険料の支払方法

年金からのお支払い

#### 【特別徴収】

特に手続きの必要はありません。

申し出により口座振替による支払いに変更することができます。ご希望の方は、税務課の窓口までお越しください。

口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方が対象です。原則、7月から翌年3月まで、毎月月末を納期限として、9期に分けてお支払いください。



### 保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

$$\begin{array}{c}
 \text{均等割額} \\
 \boxed{48,297\text{円}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{所得割額} \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{(平成27年中(1~12月)の} \\ \text{総所得金額等( )} \\ \text{- 33万円)} \times 10.17\% \end{array}}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{平成28年度保険料額} \\
 \boxed{\text{(最高限度額57万円)}}
 \end{array}$$

総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)

## 新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に簡易書留で新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがありますので、納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成27年中の所得により算出された平成28年度の住民税課税所得と平成27年中の収入額(1月から7月までは平成26年)をもとに計算しています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の方は認定証を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に

応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証といっしょに送付します。

世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、健康福祉課に申請してください。

- ・ 申請に必要なもの
- ・ 必要とされる方の保険証
- ・ 印鑑
- ・ 来られる方の身分証

問い合わせ先  
資格に関すること  
健康福祉課(内線355  
・ 356・379)

保険料に関すること  
税務課(内線342)  
・ 兵庫県後期高齢者医療  
広域連合事務局(コー  
ルセンター)  
☎ 078・326・2021

## まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ



サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町の住みよいまちづくりに活用されています。

収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

7月6日(水) 発売

発売期間 7月6日(水)~7月29日(金)

抽せん日 8月9日(火)

問い合わせ先 (公財)兵庫県市町村振興協会

☎078(322)1151